

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の概要

1 主な改正内容

改正箇所	改正内容			
期末手当 (第16条及び第30条)	期末手当の支給月数を以下のとおり改める。			
	現行	6月	12月	3月
	フルタイム会計年度任用職員	1.05月	1.10月	0.25月
	パートタイム会計年度任用職員	1.05月	1.10月	0.25月
	改正後	6月	12月	3月
	フルタイム会計年度任用職員	<u>1.20月</u> (+0.15月)	<u>1.20月</u> (+0.1月)	<u>廃止</u> (-0.25月)
	パートタイム会計年度任用職員	<u>1.20月</u> (+0.15月)	<u>1.20月</u> (+0.1月)	<u>廃止</u> (-0.25月)

2 施行期日

令和5年4月1日